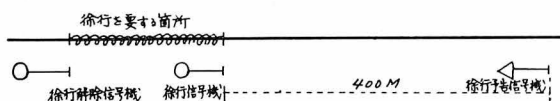


臨時信号機



いとき、その箇所に臨時に設けて信号を現示するものをいう。つぎの3種がある。

1 徐行信号機 徐行運転を必要とする区域を通過する列車または車両に対するもの。

2 徐行予告信号機 徐行信号機に従属して、その外方で主体の信号機の徐行信号の現示を予告するもの。

3 徐行解除信号機 徐行運転を必要とする区域を進出する列車または車両に対するもの。

臨時信号機は一時的に設けるものでその建植箇所も一定していないが、機関士から容易に認識できる信号の現示が望ましいので、つぎの方式により信号を現示する。

1 徐行信号機

徐行信号 昼間 白色緑の橙黄色円板
夜間 橙黄色灯

ただし反射剤を使用し列車の前部標識の灯光により、その表示を確認できる場合は、夜間でも昼間の表示方式によることができる。

2 徐行予告信号機

徐行予告信号 昼間 黒色鱗(うろこ)形3個を画した白色三角形板
夜間 黒色鱗形3個を画した白色灯

ただし反射剤を使用したときは、徐行信号機と同様に昼間の表示方式によることができる。

3 徐行解除信号機

徐行解除信号 昼間 白色緑の緑色円板
夜間 緑色灯

ただし反射剤を使用したときは、徐行信号機と同様に昼間の表示方式によることができる。

臨時信号機の設置方法は上図のとおりである。(三和達忠)

りんじせいきゅう 臨時請求 当日輸送の申込をして当日貨車を使用する場合、この申込を臨時請求という。貨主の要請にしたがって貨物を輸送する場合、貨主はまず輸送に対する申込を行い、駅はこれを在貨または所要車として記録し、翌日の貨車配給の対象として、鉄道管理局に配車の要求をなし、翌日またはそれ以後に使用するのが常態であるが、閑散期には、当日請求して当日貨車を使用して発送することがしばしば行われ、この臨時請求が活用される。(加藤礼三)

りんじぶんにんすいとうやく 臨時分任出納役 日本国有鉄道法上の現金出納職員であって出納役に所属するが、これと独立して、特定の経費でただちに債主に対し支払を要するものにつき、会計長の命令にもとづき、主管の出納役から支払資金の交付を受け、直接債主に対し当該経費の支払を行うほか、所属出納員をして当該経費の支払を行わしめる国鉄の会計機関をいう(日本国有鉄道会計規程第9・10条)。したがって臨時分任出納役は一種の分任出納役であり、国鉄が国の特別会計時代における臨時分任出納官吏に該当し、国の会計における資金前渡官吏に類似するものである。国鉄においては経費の性質上、職員をしてただちに現金支払をなさしめなければ、事務の取扱に支障をおよぼすような特定の経費については、当該職員をして現金支払をなさしめるため、部内規程の定めるところにより所要

資金を交付することができるようにしている。この場合この種の支払を**即金払**と称し、この即金払をするため会計長の命令にもとづき、出納役から前渡を受けた資金の出納保管を行う会計職員を臨時分任出納役といっている。

この即金払の範囲は目下のところ、つぎのようなものに限定されている。(1) 物品の購入または修理の代金で、1件5万円以内のもの (2) 旅客公衆死傷の場合における甲慰金、見舞金等 (3) 除雪その他の人夫費で、日払を要するもの (4) 食糧費 (5) 修養体育費(器具類の購入費を除く) (6) 連絡船の修繕回航に伴う回航地における船員食糧品購入代 (7) 前各号以外の経費で、1件5万円以内のもの。

臨時分任出納役は即金払終了後滞りなく支払伝票、交付資金戻入額に対する収納伝票および即金払計算書を作成し、領収書その他の関係書類を添えこれを会計長に提出し、その審査を受け、これを主管の出納役に引き継ぐこととなっている。しかしながら、地理的事情その他により、日々引継ぐことが困難な場合には、1箇月分を取りまとめて引継ぐことができるようになっていく。

また臨時分任出納役は即金払資金の交付を受けたときは、直接債主に対し支払を行うほか、当該経費の支払をする職員に対しさらに即金払資金を交付の上、即金払資金領収書を徴し、当該職員をして支払をなさしめることができる。即金払資金を受領した職員は、債主に支払の上領収書を徴し、これを臨時分任出納役に提出することとなっている。この場合臨時分任出納役から即金払資金の交付を受け、債主に対する支払を行う会計職員を**即金払出納員**と称している。臨時分任出納役の命免は、原則として、鉄道管理局長事務処理規程その他の部内規程により、当該地方機関の長(本社にあっては所属長)が、総裁の委任を受けてこれを行い、即金払出納員には、部内規程により、会計長から即金払を命ぜられた職員が、別に辞令を用いなくて自動的になることとなっている。

臨時分任出納役または即金払出納員の総裁代理権、弁償責任等については*分任出納役。*出納員。(渡辺耕一)

りんじやくそくかもつ 臨時約束貨物 荷送人からの運送申込に対し、容積・重量その他の事由から、とくに国鉄が承諾した場合にかぎり、臨時にその運送を引受ける貨物。これにはつぎのようなものがある。

1 宅扱貨物でつぎに掲げるもの。

- (1) 自動車線にまたがり運送するもので、水に入れた活魚その他運送中において看守・保護等特殊の管理を必要とするもの。
- (2) 自動車線(紀南線を除く)を経由し、鉄道または航路相互間にまたがり運送するもの。
- (3) 自動車線にまたがり運送するもので、1個の長さ2.4mまたは幅1.6mをこえるもの。

2 小口扱貨物でつぎに掲げるもの

- (1) 前号に該当するもの。
- (2) 汚い品。
- (3) 1個の長さ4.5m、重量300kgまたは容積2m³をこえるもの。

3 車扱貨物でつぎに掲げるもの

- (1) 第1号(1)および(2)に該当するものならびに自動車線を経由し鉄道または航路相互間にまたがり運送するもの。
- (2) 汚い品、甲種の鉄道車両(私有貨車を除く)および貴重品で1級10割増の運賃を受受するもの。
- (3) 貨物運送規則第24条の積載制限をこえて積載するものおよび大物車に積載するもの。